

地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 7 回 (資料)

2017. 11. 17 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

自治労連「水道法の『改正』案について(談話)」

(本資料の最後に掲載)

を読んで、研究しておくこと。

1 地方交付税制度

1.1 地方交付税の性格と機能

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成 17 年 2 月 15 日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

◎ 財源の均衡化（財政調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整し、均てん化を図る。

◎ 財源の保障（財源保障機能）

- ・ マクロ… 地方交付税の総額が国税 5 税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されている。
- ・ ミクロ… 基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する。

1.2 地方交付税の総額と種類

総額

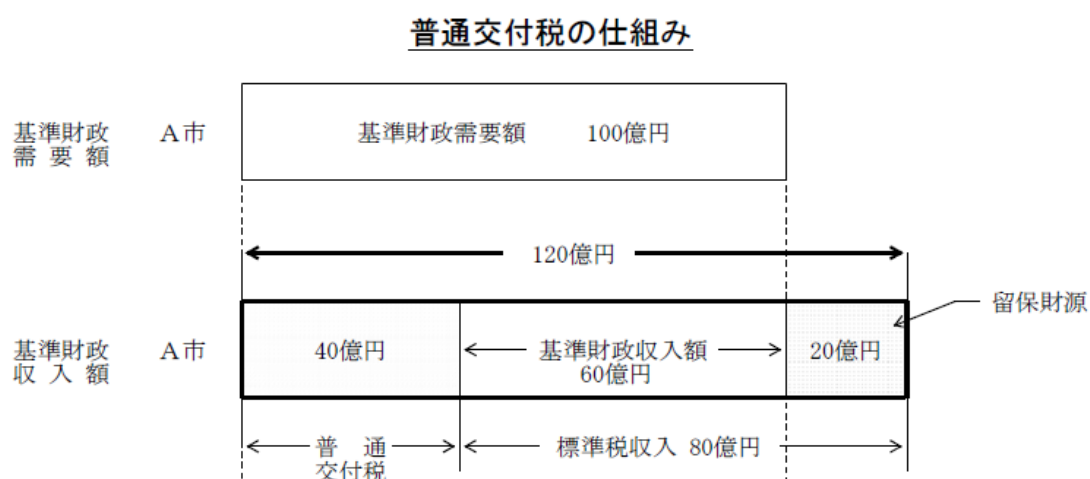
地方交付税の総額は、所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度から)、酒税の 50%(平成 27 年度から)、消費税の 22.3%(平成 26 年度から)、地方法人税の全額（平成 26 年度から）とされている（地方交付税法第 6 条）。

種類

地方交付税の種類は、普通交付税（交付税総額の 94%）及び特別交付税（交付税総額の 6%）とされている（地方交付税法第 6 条の 2）。

1.3 普通交付税の額の算定方法

- 各団体の普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額
- 基準財政需要額 = 単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）
- 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）



1 基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 11 条の規定により算定した額（地方交付税法第 2 条第 3 号）。

各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算して算定。

2 単位費用

財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されるが、この測定単位に乗ずる単価が「単位費用」。

単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定される（地方交付税法第 2 条第 6 号）。

3 補正係数

基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられる。

しかし、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。この補正に用いる乗率が補正係数。

4 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額とされている（地方交付税法第 2 条第 4 号）。

具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額となっている。

(標準団体)

単位費用を算出するために、標準的な地方団体（標準団体）又は標準的な施設（標準施設）を設定する。具体的には、人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、地理的条件などが特異なものでないもの（積雪地帯や離島ではなく、また都市化も平均的なもの）を想定する。

	都 道 府 県	市 町 村
人 口	1,700,000 人	100,000 人
面 積	6,500 Km ²	160 Km ²
世 帯 数	690,000 世帯	41,000 世帯
道 路 の 延 長	3,900 km	500 km

さらに、標準的な経費を算定するため標準団体について、各費目ごとにより細かく、行政規模を設定している。

【出典：以上、総務省ホームページ「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度」「地方交付税」等により作成。平成 29 年 5 月 20 日】

1.4 普通交付税の単位費用 地方交付税法別表（第 12 条関係、29 年度 市町村分より抜粋作成）

<別表 1 抜粋> 「個別算定経費」

市町村

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一 消防費	人口	一人につき 一一、三〇〇
二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき 七五、二〇〇
1 道路橋りよう費	道路の延長	一キロメートルにつき 一九三、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき 二六、六〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき 六、三〇〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき 一〇、七〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 九五七
4 公園費	人口	一人につき 五三一
	都市公園の面積	千平方メートルにつき 三六、三〇〇
5 下水道費	人口	一人につき 九四
6 その他の土木費	人口	一人につき 一、六八〇
三 教育費	児童数	一人につき 四三、一〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき 八二八、〇〇〇
	学校数	一校につき 九、一八一、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき 四〇、四〇〇
	学級数	一学級につき 一、〇一〇、〇〇〇
	学校数	一校につき 八、七七八、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき 六、六六八、〇〇〇
	生徒数	一人につき 七〇、三〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき 五、〇九〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき 三六〇、〇〇〇
四 厚生費		
1 生活保護費	市部人口	一人につき 九、五二〇
2 社会福祉費	人口	一人につき 二一、一〇〇

3 保健衛生費	人口	一人につき 七、八二〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七〇、九〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき 九〇、六〇〇
5 清掃費	人口	一人につき 五、〇七〇
五 産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき 八一、五〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき 二六九、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき 一、二八〇
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	一世帯につき 四、五三〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき 一、一九〇
	世帯数	一世帯につき 二、一六〇
3 地域振興費	人口	一人につき 一、九一〇
	面積	一平方キロメートルにつき 一、〇四三、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇

(以下省略)

＜別表 2＞「個別算定経費」以外

地方団体の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口	一人につき 一〇、三九〇円
	面積	一平方キロメートルにつき 一、二三四、〇〇〇円
市町村	人口	一人につき 一九、〇八〇円
	面積	一平方キロメートルにつき 二、四三七、〇〇〇円

【出典：総務省ホームページ、行政管理局「法令データ提供システム」「地方交付税法」
「別表1」・「別表2」に基づき作成。平成 29 年 5 月 20 日】

1.5 地方交付税法の規定

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(運営の基本)

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 (省略)

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

【出典：総務省 HP「法令データ提供システム」。下線は片木。H29. 5. 20】

2 地方交付税と地方行革

2.1 平成 29 年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,116,360	495,618	620,743	619,862	1,409,536	666,100	743,436	742,324
青 森	327,518	113,051	214,467	214,209	309,612	130,196	179,415	179,171
岩 手	337,290	123,186	214,104	213,838	316,755	142,419	174,336	174,086
宮 城	361,310	228,396	132,914	132,629	479,987	319,809	160,178	159,799
秋 田	280,051	87,039	193,012	192,791	277,977	105,878	172,100	171,880
山 形	278,209	100,744	177,465	177,245	255,353	120,101	135,252	135,051
福 島	391,481	210,687	180,794	180,485	408,161	237,172	170,989	170,667
茨 城	490,699	318,523	172,176	171,789	467,916	325,124	142,792	142,423
栃 木	341,433	221,563	119,870	119,601	339,120	263,729	75,391	75,144
群 馬	342,959	225,840	117,119	116,848	332,569	229,950	102,618	102,356
埼 玉	873,227	669,288	203,939	203,250	1,035,205	901,584	133,621	132,804
千 葉	775,737	603,403	172,334	171,722	791,230	651,158	140,072	139,448
東 京	1,990,854	2,372,239	-	-	403,521	357,436	46,085	45,767
神奈川	925,402	832,499	92,903	92,173	1,424,880	1,355,067	69,812	68,728
新 潟	455,364	208,957	246,406	246,047	541,011	294,696	246,315	245,888
富 山	243,346	116,186	127,160	126,968	219,018	144,094	74,924	74,752
石 川	249,447	126,341	123,106	122,909	243,301	152,777	90,524	90,332
福 井	213,012	86,477	126,535	126,367	156,847	100,786	56,061	55,937
山 梨	216,953	90,748	126,206	126,035	182,074	98,404	83,669	83,526
長 野	412,216	214,334	197,883	197,557	482,399	257,472	224,928	224,547
岐 阜	377,669	206,259	171,410	171,112	398,181	257,915	140,266	139,952
静 岡	528,398	384,104	144,294	143,877	584,215	491,484	92,732	92,271
愛 知	1,006,816	934,938	71,877	71,083	980,471	900,382	80,089	79,315
三 重	339,198	201,472	137,725	137,458	301,172	189,264	111,908	111,670
滋 賀	263,250	149,446	113,804	113,596	258,624	183,408	75,216	75,012
京 都	388,321	222,010	166,310	166,004	515,264	358,935	156,329	155,922
大 阪	1,155,156	910,455	244,701	243,789	1,579,867	1,316,001	263,866	262,620
兵 庫	814,876	518,186	296,690	296,047	1,047,802	775,048	272,754	271,927
奈 良	267,062	112,482	154,580	154,369	254,033	147,275	106,758	106,558
和歌山	252,510	82,135	170,375	170,176	217,258	109,307	107,951	107,780
鳥 取	184,067	50,069	133,998	133,853	141,089	60,235	80,855	80,743
島 根	242,541	62,338	180,203	180,011	206,551	77,451	129,100	128,937
岡 山	331,181	173,712	157,468	157,207	427,102	264,187	162,915	162,578
広 島	441,807	273,327	168,480	168,131	571,414	385,181	186,233	185,782
山 口	308,472	141,437	167,036	166,793	289,001	168,068	120,933	120,705
徳 島	216,816	70,109	146,706	146,535	172,377	89,004	83,373	83,237
香 川	210,958	103,201	107,757	107,591	193,639	121,672	71,967	71,814
愛 媛	291,576	126,424	165,152	164,922	298,893	163,271	135,622	135,386
高 知	231,265	62,326	168,939	168,757	194,301	78,131	116,171	116,017
福 岡	701,989	451,549	250,440	249,886	992,805	680,309	312,497	311,713
佐 賀	219,211	75,363	143,847	143,674	178,628	91,427	87,200	87,059
長 崎	330,062	110,801	219,261	219,001	325,693	141,481	184,212	183,955
熊 本	346,187	139,203	206,984	206,711	416,392	205,673	210,718	210,390
大 分	275,574	106,812	168,762	168,544	258,386	136,874	121,512	121,309
宮 崎	278,061	95,466	182,596	182,377	244,462	118,535	125,927	125,734
鹿児島	404,948	140,011	264,936	264,617	405,467	178,067	227,400	227,080
沖 縄	317,256	113,021	204,235	203,985	280,000	152,234	127,766	127,545
合 計	21,348,099	13,461,779	8,267,705	8,252,434	21,809,557	14,694,770	7,114,787	7,097,641

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

【出典：総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成 29 年度 普通交付税の算定結果」「平成 29 年度 普通交付税の決定について」（平成 29 年 7 月 25 日）】

2.2 平成 29 年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不 交 付 団 体 名	不交付 団体数	(参考) H28交付団体 →H29不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	女川町	1	女川町
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市 * 神栖市 * 東海村	3	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	太田市 * 大泉町	2	
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	八潮市
千葉県	市川市 成田市 * 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市	6	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町	10	
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町	8	
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町 *	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御殿場市 裾野市 湖西市 * 御前崎市 * 長泉町	5	
愛知県	岡崎市 * 碧南市 刈谷市 豊田市 * 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 田原市 * みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	17	
三重県	四日市市 * 川越町	2	
京都府	久御山町	1	
大阪府	摂津市 田尻町	2	摂津市
福岡県	苅田町	1	

市町村合計 75団体（平成28年度76団体）

3 合 計 76団体

- (注) 1 神奈川県川崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
- 2 *印は、平成29年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。
- 3 平成29年度に不交付団体から交付団体になった団体は、栃木県上三川町、東京都羽村市、静岡県富士市、佐賀県玄海町である。

【出典：総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成 29 年度 普通交付税の算定結果」「不交付団体の状況」（平成 29 年 7 月 25 日）】

2.3 平成 29 年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト

平成29年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	670億円程度	310億円程度	980億円程度
市町村分	2,000億円程度	920億円程度	2,920億円程度
計 (前年度比増減額)	2,670億円程度 (△330億円程度)	1,230億円程度 (+330億円程度)	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正Ⅰ = $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

- A : 職員数削減率
 B : ラスパイレス指数（前年度）
 C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）
 D : 人件費削減率
 E : 人件費を除く経常的経費削減率
 F : 地方債残高削減率
 α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

（注）削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正Ⅱ =

＜道府県＞ $(0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$
 ＜市町村＞ $(0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）
 H : 製造品出荷額
 I : 小売業年間商品販売額
 J : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）
 K : 若年者就業率
 L : 女性就業率
 M : 従業者数[※]
 N : 事業所数[※]
 O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）
 r : 条件不利地域の割増率
 β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

（※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較（市町村））

【出典：総務省資料「平成 29 年度 地域の元気創造事業費の算定方法」】

2.4 トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。
 - ◇学校用務員事務 ◇本庁舎夜間警備 ◇公用車運転 ◇学校給食(運搬) ◇プール管理 ◇情報システムの運用
 - ◇道路維持補修・清掃等 ◇案内・受付 ◇一般ごみ収集 ◇体育館管理 ◇公園管理
 - ◇本庁舎清掃 ◇電話交換 ◇学校給食(調理) ◇競技場管理 ◇庶務業務の集約化

平成29年度取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対 象 業 務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方財政制度 > 地方交付税」「近年の主な算定方法の見直し等」「(5) トップランナー方式の導入」「トップランナー方式の推進について」】

3 地方行革について

3.1 政府の取組と地方の職員数等

<政府の取組>

【平成17～21年度】<集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」 「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3) (集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

【平成22年度～】<自主的・主体的な行革の推進>

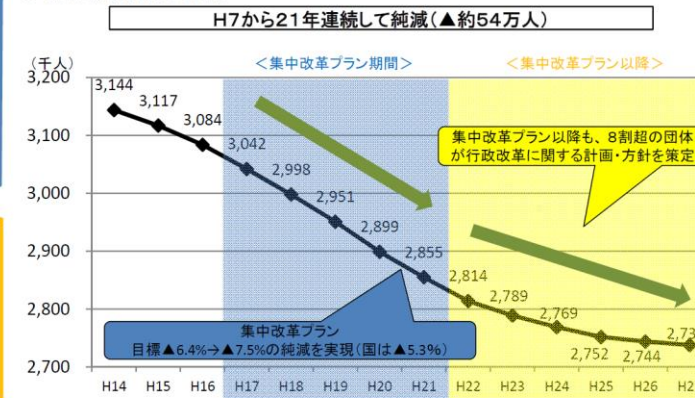
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
〔行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村
1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)〕

【平成27年度～】<地方行政サービス改革の推進>

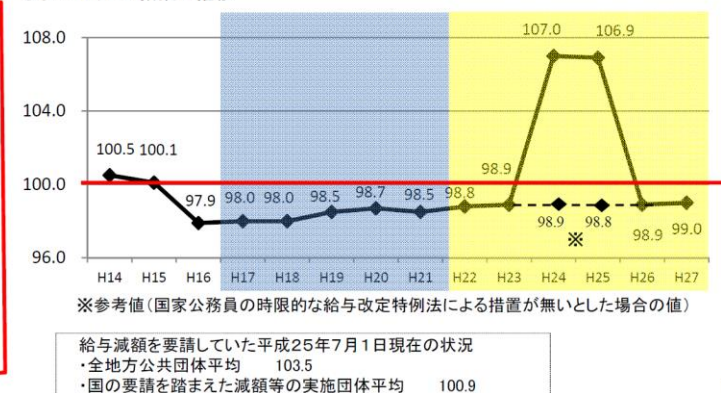
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、
総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを
活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大 等)
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体
における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を
実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップ
し、その結果を広く公表

<地方における職員数と給与水準の推移>

○地方公務員総数の推移



○ラスパイレス指数の推移



【出典：総務省「資料地方行革について」。2017.11.14 採取】

3.2 地方行政サービス改革①（地方自治体の業務改革）

平成 27 年 6 月 1 日第 8 回経済財政諮問会議高市議員提出資料

- 国・地方を通じて、**質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供**することが必要
- 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進（民間委託・指定管理者制度等の活用）、自治体情報システムのクラウド化の拡大、PPP/PFIの拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化などの**業務改革を推進**
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化などの各地方自治体における**取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施**

○行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

【民間委託の導入割合(市町村)】（平成26年10月1日現在）
80%以上⇒ 本庁舎清掃、夜間警備、案内受付、電話交換、一般ごみ収集、水道メーター検針等
割合が低い⇒ 学校用務員29% 学校給食57%

【指定管理者制度の導入施設数】（平成24年4月1日現在）
73,476施設
(都道府県 7,123、政令市 7,641、市町村 58,172)

【総務事務センター等導入団体】（平成26年10月1日現在）
都道府県 43団体 政令市 13団体 市町村 130団体

- ①業務改革を推進するため、各地方自治体における取組状況を**比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施**（指定管理者制度、民間委託、自治体クラウド等）
- ②BPRの手法及びICTを活用し、総合窓口の導入・アウトソーシング、庶務業務の集約化等に一体的に取り組む地方自治体を支援する「**業務改革モデルプロジェクト**」を実施し、**優良事例の横展開**を図る
- ③業務改革の留意事項に関する助言を行い、地方自治体における**取組状況を毎年度フォローアップ**
（利用者の機会費用や行政コストの削減を目指し、汎用性のある**先進的な改革**（総合窓口化・アウトソーシング等窓口業務改革、庶務業務の集約化・アウトソーシング等内部管理業務改革等）に**取り組む市町村の数を平成32年度までに倍増**）

○自治体情報システムのクラウド化の拡大

【クラウド導入市区町村】（平成26年4月1日現在）
550団体（うち自治体クラウド（複数団体共同でのクラウド化）211、単独クラウド（単独団体でのクラウド化）339）

- eガバメント関係会議の下に発足した遠藤政府CIOを主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」における議論等を踏まえ、自治体クラウドの取組事例について具体的に分析・整理を行い、情報提供・助言を行うことで、取組を積極的に展開（**平成29年度までにクラウド導入市区町村の倍増**）

○PPP/PFIの拡大

- ・公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備を促進するとともに、**優良事例の横展開**やPFI事業に係る**財政措置上のイコールフットリング**を図り、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進

○公営企業・第三セクター等の経営健全化

- ・公営企業について、**経営戦略の策定を促進**するとともに、指標を活用した的確な経営状況の把握、**見える化を推進**。また、事業の広域化や統合、PPP/PFIや民間委託等の民間資金・ノウハウの活用等の地域の実情に応じた積極的な取組を推進
- ・第三セクター等について、指針（H26.8策定）を踏まえた**経営健全化を推進**するとともに、**優良事例の横展開**を図る

3.3 地方行政改革の留意事項（総務大臣、平成 27 年通知）

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日付け総務大臣通知）

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットINGを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。
○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

【出典：同上総務省資料】

（参考）公の施設の指定管理者制度

改正の内容（地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により制度化）

（改正前） 管理委託制度

○公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定



（改正後） 指定管理者制度

○公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放する。

- 具体的には、
- （1）民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
 - （2）施設管理における費用対効果の向上
 - （3）管理主体の選定手続きの透明化

①条例の制定（第244条の2第3項・第4項）

公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項

- ・指定の手續（申請、選定、事業計画の提出等）
- ・管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件）
- ・業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、使用許可）

②指定の方法（第244条の2第5項・第6項）

①の条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定。

③利用料金制（第244条の2第8項・第9項）

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

④事業報告書の提出（第244条の2第7項）

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。

これにより、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握。

⑤地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令（第244条の2第10項・第11項）

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。

指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

【出典：総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地方自治制度の概要」「公の施設」「公の施設の指定管理者制度について」】

3.4 地域経済の再生と財政健全化の両立

平成28年4月25日第7回経済財政諮問会議高市議員提出資料

- 地域経済の好循環を確立する「ローカル・アベノミクス」を実行し、地域経済の再生と財政健全化の両立に引き続き取り組む。
- 地方団体が地方創生や一億総活躍社会の実現等の重要課題に取り組みつつ、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営を行えるよう、「経済・財政再生計画」に基づき地方の一般財源総額をしっかりと確保。経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を推進。
- 経済・財政一体改革を推進していくため、平成27年12月24日の経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生アクションプログラム」の改革工程表に沿って、地方行財政改革を着実に実施。
- このうち、トップランナー方式については、今国会において、導入に当たっての考え方等を説明した上で、その内容を盛り込んだ地方交付税法の改正法が、平成28年3月29日に成立。

1. 地方行政サービス改革

<これまでの取組>

民間委託等の業務改革の現状について、取組状況や今後の対応方針等を「見える化」し、比較可能な形で取りまとめ。

(平成28年3月25日公表「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果」)

<今後の予定>

「見える化」を実施する中で、毎年度ヒアリングを行い、課題やその課題への対応策についても把握。あわせて、民間委託に係る歳出効率化の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立。

2. トップランナー方式

<これまでの取組>

トップランナー方式の導入の検討対象とした23業務のうち、できる限り多くの業務(16業務)について、平成28年度の基準財政需要額の算定から段階的に反映。

<今後の予定>

残る7業務について、課題等を検討し、平成29年度以降可能なものから導入。

3. 地方財政の全面的な「見える化」

<これまでの取組>

平成26年度決算より、投資的経費の内訳(新規整備・更新整備)を「見える化」。固定資産台帳も含めた統一的な基準による地方公会計の整備を要請するとともに、自治体の取組を支援。

<今後の予定>

決算情報について住民一人当たりコストの「見える化」を徹底するとともに、地方公会計を活用したストック情報を新たに公表し、地方財政の全面的な「見える化」を平成27年度決算から順次実施。

4. 公営企業、第三セクター等の経営改革

<これまでの取組>

公営企業会計適用の取組状況を地方団体別に公表。経営戦略策定ガイドラインを公表し、経営戦略の策定を集中的に推進。

<今後の予定>

公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県へヒアリングを実施するなど、取組を強力に推進。第三セクター等の財政的リスクを調査・公表し、経営改革の先進事例集を作成・公表。

【出典：同上総務省資料】

(次回討論資料)
自治労連「水道法の『改正』案について(談話)」

2017年3月27日
書記長 中川 悟

政府は3月7日、16年ぶりとなる水道法「改正」案を閣議決定し、国会へ提出した。

水道法「改正」案は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など、現在の水道事業体が抱えている問題を解決するために「水道事業体の基盤強化」を行うことを主な目的としてかかっている。

もとより、中小事業体の技術者不足や水道財政の悪化など現在の水道事業が抱えている問題は深刻である。住民のいのちと暮らしを守る水を24時間365日供給し続ける水道事業を持続可能な経営にするために、事業体である市町村のみならず県や国の責任は重要である。

今回の水道法「改正」案のポイントは大きく2点に整理されるが、内容については、果たして目的通りに問題を解決するものとなるのかについて、疑問な点が多い。

第一の疑問は、「改正」案が、「広域連携の推進」をかかっていることである。「改正」案は、国が水道事業体の基盤強化のための「基本方針」を定め、都道府県が関係市町村の同意を得て「強化計画」を定めるとしている。水系を単位とした事業の統合は確かに選択肢のひとつであり、さまざまな計画を策定し予算化する際には、国や県の関与が必要であることは理解できる。しかし、各地で問題化している「自己水源の放棄」や、「余剰化したダム水の押しつけ」のように、「広域連携推進」の名によって、国や県による強権的な「広域化」が押し進められる可能性は否定できない。法「改正」の論議の中で、強権的な「広域化」が押し付けられることのないようにするための担保を確保するとともに、水循環基本法の趣旨に則り、事業体や地域住民が、住民自治のもとで統合の是非を判断できる環境を作ることが必要である。

第二の疑問は、「改正」案が「官民連携の推進」をかかっていることである。現行のPFI法においても、さまざまな公共施設の管理運営を民間に委ねることが可能になっている。更に2011(平成23)年のPFI法「改正」により、水道事業を含めたさまざまな公的事業の経営権の譲渡(コンセッション)まで行えるようになった。

「改正」案は、水道事業者としての位置付けは従来通りに維持しつつも、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するため、その手続を簡略かつ明確にしており、コンセッションが一層加速されるおそれがある。

水道事業のコンセッションについていえば、厚労省自身が自治労連公営企業評議会とのレクチャーの場で「赤字の事業体がコンセッションで単純に黒字になるとは考えていない」「簡易水道など零細の事業を対象と考えていない」と述べているように、現在各地で検討されているコンセッションの動きは、多くの疑問を呈している。厚労省は「コンセッションはあくまでも基盤強化の選択肢のひとつにすぎない」と述べているが、今年2月に総務省より出された「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告においては、「水道事業は現在の経営形態のあり方自体を見直し、広域化等や更なる民間活用といった抜本的な改革を検討する必要がある」としている。水道法の「改正」が行われれば、コンセッションは「選択肢の一つ」ではなく、既定の路線として「広域化」とともに、各地の事業体に押し付けられる可能性は否定できない。

現在、大阪などで進められようとしている水道事業の民営化については、住民の不安が大きく、各地で民営化反対運動が起き、地方議会においても民営化の議案が否決される事例が相次いでいる。一時、水道事業の民営化が先行したヨーロッパをはじめ諸外国では、再び公営に戻す動きが顕著となっている。この教訓は「いのちの水は、金儲けの対象にしてはならない」ということである。特に財政基盤の脆弱な水道事業者が民営化されれば、「採算が取れなくなった」として民間業者が撤退することが予想され、公的資金の投入を求める「第二の JR 北海道」となる可能性は大きい。

厚労省の説明では、「広域化推進」「官民連携」を進めるための目的に、「中小事業体の技術者不足解消」をあげている。すでに中小事業体の技術者不足は前回の水道法「改正」（2002 年）において大きな問題とされ、その「改正」目的は「技術力の高い第三者（他の水道事業者等）に業務を委託して適正に管理を行うための規定の整備を行う」ためとされていた。

しかし、主に他の水道事業者に委託をするとされていた 2002 年の水道法「改正」が、当初掲げた目的、趣旨とはかけ離れ、民間の「第三者」への委託に舵が切られる中で、ますます中小事業体の技術力低下に拍車がかかったことに対して検証を行うことが必要である。また、今の深刻な事態を招いた原因が、この間の行財政改革であり集中改革プランによる人員削減と地方財政の疲弊であったことも明確である。これらの検証が本法「改正」における議論において、求められなければならない。

水道法「改正」案では、第 1 条（目的）の中で従来かかっていた「水道事業を保護育成する」という目的が「水道の基盤を強化する」に変えられている。普及率の面から見れば、「育成」という目的は概ね達成したと言えるが、「人（人材確保）、モノ（設備の整備）、金（財政の保障）」の面では、国は今まで十分な保護育成を行ってきたとは言えない。国の意図する「基盤の強化」とは、先に述べたように「広域化等や更なる民間活用」の色合いを濃くしている。

自治労連は、住民のいのちと生活を支える水道事業を維持・充実させるために、住民、地方公共団体、労組、民主団体、水道労働者と共同して取り組みを進めてきた。水道法を管轄する厚生労働省をはじめ国の機関に対しても、水道事業の民営化や「広域化」を進めることの問題点を指摘し、改善を求めてきた。

今回、政府が国会に提出した水道法「改正」法案についても、住民や水道事業に関わる多くの団体とも共同して、住民本位の水道事業が進められるように問題点を追及していくものである。

【出典：日本自治体労働組合総連合（自治労連）HP「談話・声明」談話「水道法の『改正』案について（談話）」】